

石川県公報

平成26年3月31日（月曜日）

号 外

（第39号）

目 次

規 則	訓 令
○石川県事務委任規則の一部を改正する規則 (行政経営課) 1	○石川県文書管理規程の一部改正 (総務課) 3
○石川県組織規則の一部を改正する規則 (同) 1	○石川県文書例式の一部改正 (同) 4
○石川県財務規則の一部を改正する規則 (財政課) 2	○石川県処務規程の一部改正 (行政経営課) 4
	○グループ制に関する運営規程の一部改正 (同) 7

規 則

石川県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十四号

石川県事務委任規則の一部を改正する規則

石川県事務委任規則（昭和三十五年石川県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二保健福祉センター所長の項第六号1中「第十八条第三項」を「第十八条第二項」に改め、同表保健所長の項第十四号12中「第二十六条第二項第二号」を「第二十六条第四項第二号」に改め、同号20中「指定薬物又はその疑いのある物品を貯蔵等している者に対する」を削り、「若しくは質問」を「質問若しくは収去」に改め、同項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十一号1中「臨時検査」を「臨検検査」に改め、同項中同号を第二十号とし、第二十一号の二を第二十一号とし、第二十一号の三を第二十一号の二とし、第二十一号の四を第二十一号の三とし、同項第二十三号4中「第十四条第一項、第二項及び第三項」を「第十四条第一項から第三項まで（同条第四項において準用する場合を含む。）」に改め、同項第二十四号1中「第四条」を「第七条」に改め、同号2中「第六条」を「第九条」に改め、同項第二十五号5中「第十二条第四項」を「第十二条第六項」に改め、同項第三十八号2から4までの規定中「（第四条第四項において準用する場合を含む。）」を削り、同号中11を12とし、10を11とし、同号9中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同号9を同号10とし、同号8中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同号8を同号9とし、同号7中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同号7を同号8とし、同号6中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同号中6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

5 第十条の六第三項の規定による書類の提出の要求

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、別表第二保健所長の項第十四号12及び20の改正規定、同項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十号までを一号ずつ繰り上げる改正規定並びに同項中第二十一号を第二十号とし、第二十一号の二から第二十一号の四までを一号ずつ繰り上げる改正規定は、同年六月十二日から施行する。

石川県組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十五号

石川県組織規則の一部を改正する規則

石川県組織規則(昭和三十九年石川県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表総務部の項中「地方課」を「市町支援課」に改め、同表農林水産部の項中「森林管理課」の下に「全国植樹祭推進室」を加え、同条第六項の表労働企画課の項及び森林管理課の項を削る。

第六条第一項の表地方課の項及び第六条の二第二項の表企画課の項第十七号中「地方課」を「市町支援課」に改める。

第八条第二項の表緊急雇用対策室の項を削る。

第九条第一項の表森林管理課の項第二十四号を削り、同項の次に次のように加える。

全国植樹祭推進室	全国植樹祭に関すること。
----------	--------------

第九条第三項の表全国植樹祭推進室の項を削る。

第十条第一項の表監理課の項中第二十六号を削り、第二十七号を第二十六号とし、第二十八号を第二十七号とし、第二十九号を第二十八号とする。

第十二条第一項の表課長の項から室次長の項までの規定中「及び里山創成室」を「里山創成室及び全国植樹祭推進室」に改める。

第十七条第二号の表を次のように改める。

機関の名称	位置	内部組織	分掌事務
石川県東京事務所	東京都千代田区平河町二丁目都道府県会館内	行政第一課	1 県行政に関する中央官庁その他関係機関との連絡調整に関すること。 2 国会及び関係機関との連絡調整に関すること。 3 企業の誘致に関すること。 4 観光誘客の促進に関すること。
		行政第二課	5 産業振興上必要な資料の調査及び情報の提供に関すること。 6 産業関係機関及び団体との連絡に関すること。 7 青果物の販路拡充に関すること。 8 県政に関する情報の調査収集に関すること。 9 県人会との連絡に関すること。

別表第一第二号の表中

地方自治法第二百五十一条の二に規定する普通地方公共団体相互間の紛争の調停に関する事務	地方課	を
地方税法第四百一条の二の規定による固定資産評価基準の細目の決定、固定資産の価格等の修正に関する勧告、その他固定資産の評価に関する事項についての調査審議に関する事務		
地方自治法第二百五十一条の二に規定する普通地方公共団体相互間の紛争の調停に関する事務	市町支援課	に
地方税法第四百一条の二の規定による固定資産評価基準の細目の決定、固定資産の価格等の修正に関する勧告、その他固定資産の評価に関する事項についての調査審議に関する事務		

改め、同表第二号の表石川県宅地建物取引業審議会の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

石川県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十六号

石川県財務規則の一部を改正する規則

石川県財務規則(昭和三十八年石川県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第六十二条に次の一号を加える。

十七 日本放送協会へ支払う受信料

第七十条第九項中「並びに社会保険料」を「社会保険料並びに日本放送協会へ支払う受信料」に改める。

第二百三条中「第六十九条の四第二項」を「第六十九条の七第二項」に改める。

第二百三条の二第一項中「第六十九条の四第二項本文」を「第六十九条の七第二項本文」に改め、同条第二項中「第六十九条の四第二項ただし書」を「第六十九条の七第二項ただし書」に改める。

別記様式第三十九号の五中

(支払依頼額)	支払方法	会 計	債権者件数
	小計		
	合計		

を

(支払依頼額)	支払方法	会 計	件 数
	小計		
	合計		

に改める。

別記様式第三十九号の六中「支払日」を「支払分」に

	支払方法

を

(支払依頼額)	支払方法
	小計
	合計

に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

訓 令

石川県訓令第1号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県文書管理規程(平成14年石川県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第1中「 | 地方課 | 地 | 」を

「 | 市町支援課 | 市 町 | 」に、

「 | 森林管理課 | 森 管 | 」を

「
 森林管理課
 全国植樹祭推進室
 森 管
 植 樹
 」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

石川県訓令第2号

庁 中 一 般
 出 先 機 関

石川県文書例式(平成14年石川県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第2契約文例1、契約文例2、契約文例9及び契約文例11中「年3.0パーセント」を「年2.9パーセント」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

石川県訓令第3号

庁 中 一 般
 出 先 機 関

石川県処務規程(昭和33年石川県訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第1第2号の表総務部長専決事項の地方課の欄第6号1中「**第三十二条第二項**」を「**第三十二条第六項**」に改め、「及び総務大臣への提出」を削り、同表地方課長専決事項の欄中「**地方課長専決事項**」を「**市町支授課長専決事項**」に改め、同欄第4号1中「**第三十二条第一項**」を「**第三十二条第四項**」に改め、同表危機管理監専決事項の危機対策課の欄第1号1中「**第二十三条第一項及び第二十九条**」を「**第四条第一項及び第十二条**」に改め、同表消防保安課長専決事項の欄第1号3中「**第二十一条の十三第三項**」を「**第二十一条の十四第二項**」に改め、同欄第3号15中「**第三項**」を「**第四項**」に改め、同表健康福祉部長専決事項の厚生政策課の欄第1号中「**一及び六を除く**」を削り、同号12中「**第六十一条第五項**」を「**第六十一条第二項**」に改め、同号13中「**施設を必要とする**」を削り、同号16及び17中「**又は**」を「**若しくは**」に、「**及び**」を「**又は**」に改め、同号18中「**経営者に対する**」を削り、同表健康福祉部長専決事項の長寿社会課の欄第1号11中「**第六十一条第五項**」を「**第六十一条第二項**」に改め、同号12中「**施設を必要とする**」を削り、同号15及び16中「**又は**」を「**若しくは**」に、「**及び**」を「**又は**」に改め、同号17中「**経営者に対する**」を削り、同欄第2号6中「**第二十九条第九項**」を「**第二十九条第十一項**」に改め、同表健康福祉部長専決事項の障害保健福祉課の欄第1号11中「**第六十一条第五項**」を「**第六十一条第二項**」に改め、同号12中「**施設を必要とする**」を削り、同号15及び16中「**又は**」を「**若しくは**」に、「**及び**」を「**又は**」に改め、同号17中「**経営者に対する**」を削り、同欄第5号1中「**第三十三条の四第一項**」を「**第三十三条の七第一項**」に改め、同号2中「**第三十三条の四第六項**」を「**第三十三条の七第六項**」に改め、同号3中「**第三十三条の五**」を「**第三十三条の八**」に改め、同表障害保健福祉課長専決事項の欄第7号4中「**第二十三条**」を「**第二十一条**」に改め、同号19中「**第三十三条の四第五項**」を「**第三十三条の七第五項**」に改め、同欄に次の3号を加える。

十一 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)

- 1 第百四条第一項及び第三項の規定による保護観察所の長との協議
- 2 第百十一条の規定による保護観察所の長への通報

十二 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令(平成十六年政令第百十号)

- 1 第十二条第三項の規定による会議の開催の要求

十三 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行規則(平成十七年法務省・厚生労働省令第二号)

- 1 第十六条の規定による意見の提出
- 2 第十七条の規定による通知の受理
- 3 第十八条の規定による報告
- 4 第十九条の規定による通知の受理

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の薬事衛生課の欄第21号1中「第三条第一号」を「第四条第一号」に改め、同表薬事衛生課長専決事項の欄第1号1中「第二項」を「第四項」に改め、同号13中「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改め、同欄中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第19号までを1号ずつ繰り上げ、同欄第20号1中「第十条第三項」を「第二十一条第三項」に改め、同欄中同号を第19号とし、第21号から第23号までを1号ずつ繰り上げ、同欄第24号1中「第六条第四項」を「第六条第五項」に改め、同号を同欄第23号とし、同表健康福祉部長専決事項の子ども政策課の欄第1号11中「第六十一条第五項」を「第六十一条第一項」に改め、同号12中「施設を必要とする」を削り、同号15中「又は」を「若しくは」に、「及び」を「又は」に改め、同号16中「停止」を「若しくは停止」に改め、同号17中「経営者に対する」を削り、同表健康福祉部長専決事項の子育て支援課の欄第1号11中「第六十二条第五項」を「第六十二条第二項」に改め、同号12中「施設を必要とする」を削り、同号15中「又は」を「若しくは」に、「及び」を「又は」に改め、同号16中「停止」を「若しくは停止」に改め、同号17中「経営者に対する」を削り、同欄中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

四 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号。以下この号及び子育て支援課長専決事項の欄第六号において「改正法」という。)による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(改正法附則第九条の規定により改正法の施行前においても行うことができることとされた行為に係るものに限る。)

- 1 第十七条第一項の規定による認可
- 2 第十七条第二項の規定による申請の審査
- 3 第十七条第三項の規定による合議制の機関の意見の聴取
- 4 第十七条第五項の規定による市町の長への協議
- 5 第十七条第七項の規定による設置の認可をしない場合の通知

別表第1第2号の表子育て支援課長専決事項の欄中第11号を第12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

六 改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(改正法附則第九条の規定により改正法の施行前においても行うことができることとされた行為に係るものに限る。)

- 1 第十七条第二項の規定による申請の受理

別表第1第2号の表環境政策課長専決事項の欄第5号中17を18とし、16を17とし、15を16とし、14を15とし、13を14とし、12を13とし、11を12とし、10を11とし、9の次に次のように加える。

- 10 第十六条第一項の規定による土壌の汚染状態が基準に適合することの認定

別表第1第2号の表環境政策課長専決事項の欄第6号1中「第一条第二項ただし書」を「第一条第一項ただし書」に改め、同号2及び3を削り、同号4中「第十二条第七項」を「第十六条第四項」に改め、同号4を同号2とし、同号に次のように加える。

- 3 第四十三条第一号ロ及び第五十条第一項第一号ロの規定による地表から一定の深さまでに帯水層がない旨の確認
- 4 第四十三条第二号及び第三号並びに第五十条第一項第二号の規定による土地の形質の変更の施行方法が基準に適合する旨の確認

別表第1第2号の表環境政策課長専決事項の欄中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

七 汚染土壌処理業に関する省令(平成二十一年環境省令第十号)

- 1 第五条第十五号の規定による地下水基準に一年間継続して適合している旨の確認
- 2 第五条第十六号ロの規定による一年間継続して同号イの規定に従って大気有害物質を排出している旨の確認

別表第1第2号の表国際交流課長専決事項の欄第1号7及び8を削り、同号9中「及び記載事項の訂正」及び「及び訂正」を削り、同号9を同号7とし、同号10中「記載事項の訂正に係る旅券の」を削り、同号中10を8とし、11を9とし、12を10とし、13を11とし、14を12とし、15を13とし、16を14とし、17を15とし、同表農林水産部長専決事項の経営対策課の欄第8号2中「第五条第四項」を「第五条第五項」に改め、同号4中「第七条第一項」を「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第百二号)附則第

二条及び第四条の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の農業経営基盤強化促進法(以下「旧法」という。)第七条第一項に改め、同号5中「第八条第一項」を「旧法第八条第一項」に改め、同号6中「第十条第一項」を「旧法第十条第一項」に改め、同号7中「第十一条第一項」を「旧法第十一条第一項」に改め、同編中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

九 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)

- 1 第三条第一項の規定による基本方針の策定
- 2 第三条第四項の規定による基本方針の変更
- 3 第十三条の規定による監督上必要な命令
- 4 第二十条の規定による農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除
- 5 第二十一条第二項の規定による業務の委託の承認

別表第1第2号の表農地中間管理事業の推進に関する法律の編第1号8中「農業協同組合、農業協同組合連合会若しくは農地保有合理化法人又は第三条に規定する資格を有する者の」を並り、同表農地中間管理事業の編第1号1中「第八条及び第九条」を「第四十九条及び第五十一条」に改め、同号2中「第十条及び第十一条」を「第五十一条及び第五十二条」に改め、同表都市計画課農地中間管理事業の編第2号41中「及び施行者のした処分、取消し等の命令」を並り、同編第4号中1を並り、2を1とし、3を2とし、4を3とし、5を4とし、6を5とし、7を6とし、8を7とし、同表土木部農地中間管理事業の編第15号3中「第十一条」を「第十二条」に改め、同号3を同号7とし、同号2中「第十二条」を「第十三条」に改め、同号2を同号6とし、同号1中「第七条第二項」を「第十五条第二項」に、「特定建築物」を「特定既存耐震不適格建築物」に改め、同号中1を5とし、5の前に次のように加える。

- 1 第八条第一項(附則第三条第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による建築物の所有者に対する報告及び報告内容の是正命令
- 2 第八条第二項(附則第三条第三項において準用する場合を含む。)の規定による命令をした旨の公表
- 3 第九条(附則第三条第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による耐震診断結果の公表
- 4 第十二条第二項(附則第三条第三項において準用する場合を含む。)の規定による建築物の所有者に対する必要な指示

別表第1第2号の表土木部農地中間管理事業の編第15号に次のように加える。

- 8 第二十三条の規定による基準適合認定建築物に係る認定の取消し
- 9 第二十七条第二項の規定による要耐震改修認定建築物の区分所有者に対する必要な指示

別表第1第2号の表建築住宅課農地中間管理事業の編第18号中「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の下に「(土木総合事務所長の専決事項に属するものを除く。)」を加え、同号6中「第十条」を「第十九条」に改め、「(特定建築物に係るものに限る。)」を並り、同号6を同号8とし、同号5中「第九条第二項」を「第十八条第二項」に、「第八条第三項」を「第十七条第三項」に改め、「(特定建築物に係るものに限る。)」を並り、同号5を同号7とし、同号4中「第八条第八項後段(第九条第二項)」を「第十七条第十項後段(第十八条第二項)」に改め、「(特定建築物に係るものに限る。)」を並り、同号4を同号6とし、同号3中「第八条第三項」を「第十七条第三項」に改め、「(特定建築物に係るものに限る。)」を並り、同号3を同号5とし、同号2中「第七条第四項」を「第十五条第四項」に、「特定建築物」を「特定既存耐震不適格建築物」に改め、同号2を同号4とし、同号1中「第七条第一項」を「第十五条第一項」に、「特定建築物」を「特定既存耐震不適格建築物」に改め、同号中1を3とし、3の前に次のように加える。

- 1 第十二条第一項(附則第三条第三項において準用する場合を含む。)の規定による建築物の所有者に対する指導及び助言
- 2 第十三条第一項(附則第三条第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による建築物の所有者に対する報告の徴収及び立入検査

別表第1第2号の表建築住宅課農地中間管理事業の編第18号に次のように加える。

- 9 第二十一条第二項の規定による安全性に係る基準に適合する旨の認定
- 10 第二十四条第一項の規定による第二十一条第二項の認定を受けた者に対する報告の徴収及び立入検査
- 11 第二十五条第二項の規定による基準に適合しない旨の認定
- 12 第二十七条第一項の規定による第二十五条第二項の認定を受けた区分所有者に対する指導及び助言
- 13 第二十七条第四項の規定による第二十五条第二項の認定を受けた区分所有者に対する報告の徴収及び立入検査

別表第1第2号の表建築住宅課農地中間管理事業の編第19号中5を並り、6を5とし、7を6とし、8を7とし、9を8

とし、10を9とし、11を10とし、12を11とする。

別表第2土木総合事務所長の項第46号を次のように改める。

四十六 建築物の耐震改修の促進に関する法律

- 1 第十二条第一項(附則第三条第三項において準用する場合を含む。)の規定による建築物の所有者に対する指導及び助言
- 2 第十三条第一項(附則第三条第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による建築物の所有者に対する報告の徴収及び立入検査
- 3 第十五条第一項の規定による特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する指導及び助言
- 4 第十五条第四項の規定による特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する報告の徴収及び立入検査
- 5 第十七条第三項の規定による計画の認定
- 6 第十七条第十項後段(第十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事への通知
- 7 第十八条第二項において準用する第十七条第三項の規定による認定事業者に対する計画の変更の認定
- 8 第十九条の規定による認定事業者に対する報告の徴収
- 9 第二十一条第二項の規定による安全性に係る基準に適合する旨の認定
- 10 第二十四条第一項の規定による第二十二条第二項の認定を受けた者に対する報告の徴収及び立入検査
- 11 第二十五条第二項の規定による基準に適合しない旨の認定
- 12 第二十七条第一項の規定による第二十五条第二項の認定を受けた区分所有者に対する指導及び助言
- 13 第二十七条第四項の規定による第二十五条第二項の認定を受けた区分所有者に対する報告の徴収及び立入検査

別表第2備考を次のように改める。

備考 土木総合事務所長の項第四十六号に規定する事項については、建築基準法別表第一(一)の項から(四)の項までの(イ)の欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち階数が七以上で、かつ、床面積の合計が五千平方メートルを超えるものに係るものを除く。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1第2号の表薬事衛生課長専決事項の欄第1号1及び13の改正規定、同欄中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第19号までを1号ずつ繰り上げる改正規定、同欄中第20号を第19号とし、第21号から第23号までを1号ずつ繰り上げる改正規定並びに同欄第24号を同欄第23号とする改正規定は、同年6月12日から施行する。

石川県訓令第4号

庁 中 一 般
出 先 機 関

グループ制に関する運営規程(平成17年石川県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第1総務部の部地方課の項中「地方課」を「市町支援課」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

